## 【新設】(出資者等が複数でない場合の取扱い)

18-1-19 会社等が令第 155 条の 13 第 1 項第 1 号 (各種投資会社等の範囲)に掲げる要件を満たすかどうかの判定に当たり、例えば、投資家の募集期間中や会社等の清算手続中の一定の期間において、当該会社等に出資又は拠出を行った者が複数いない場合であっても、複数の者 (同号に規定する「複数の者」をいう。)から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を運用することが当該会社等の目的とされているときは、当該要件を満たすことに留意する。

会社等が、同条第2項第1号に掲げる要件を満たすかどうかを判定する場合についても、同様とする。

## 【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対 象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法6の2)。
- 2 本制度の対象となる特定多国籍企業グループ等に属する会社等を構成会社等といい、各種投資会社等はこれに該当する。 本制度において、この各種投資会社等については、収入が一般的に事業体レベルで課税されることはないという前提の下、所在地国が同一であることだけをもって各種投資会社等と一般的な構成会社等とをブレンディングして実効税率の計算を行うと適切な結果が算出されない可能性が高いため、各種投資会社等は一般的な構成会社等とは区分して実効税率の計算を行うこととされている(法82の2③)。
- 3 各種投資会社等とは、具体的に、次に掲げる会社等をいうこととされている(法82十六)。
- (1) 投資会社等(法 82 十六イ、令 155 の 13①)
- (2) 不動産投資会社等(法82十六ロ、令155の13②)
- (3) 付随会社等(法82十六ハ、令155の13③④)
- (4) 保険投資会社等(法82十六二、令155の13①②⑤)
- 4 上記 3 (1)に掲げる投資会社等とされる要件の一つとして、複数の者(これらの者のうち一の者以外の全ての者が次に掲げる者のいずれかに 該当する場合を除く。以下同じ。)から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を運用することを目的とすることが規定されている(令 155 の 13①一)。
- (1) その一の者との間に特殊の関係(一方の者が他方の会社等の持分(その他方の会社等が有する自己の持分を除く。)の総数又は総額の50% を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係をいう。)にある会社等
- (2) その一の者の親族(配偶者、2親等以内の血族及び直系尊属(2親等以内の血族を除く。)に限る。)

この要件を満たすかどうかの判定に当たり、投資家の募集期間中や会社等の清算手続中の一定の期間については、その会社等に出資又は拠出を行った者が複数いない場合が考えられる。このような場合には、一時的に、複数の者から出資又は拠出を受けた金銭等を運用することに該当しないこととなり、この要件を満たすかどうか疑義が生ずる。そこで、本通達の前段では、投資家の募集期間中や会社等の清算手続中の一定の期間において、その会社等に出資又は拠出を行った者が複数いない場合であっても、複数の者から出資又は拠出を受けた金銭等を運用することがその会社等の目的とされているときは、この要件を満たすことを例示により留意的に明らかにしている。

5 また、上記 3 (2)に掲げる不動産投資会社等とされる要件の一つとして、複数の者から出資若しくは拠出を受けた不動産又は複数の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産をもって取得した不動産を運用することを目的とすることが規定されている(令 155 の 13②一)。本通達の後段では、不動産投資会社等におけるこの要件についても、投資会社等における上記 4 の要件の取扱いと同様に取り扱うことを明らかにしている。